

第1章 総則

第1節 計画の目的

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、またはそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体および財産を保護する必要がある。

- (1) この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号。以下「法」という)に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、町の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他の必要な事項を定めるものとする。
- (2) また、福井県国民保護計画を受け、町全体として適切な態勢を整備し、町、県、指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という)を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 基本的な考え方

1 基本的人権の尊重

国民保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正な手続きの下に行われなければならない。

なお、国民の権利利益の救済に係る手続きについては、できる限り迅速に実施する。

2 情報伝達体制の確立

- (1) 武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切に提供する。
- (2) 新聞、放送、インターネット等、各種広報手段を活用して、迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

3 要配慮者への配慮および国際人道法の的確な実施

- (1) 国民保護措置の実施に当たり、要配慮者に対しては、関係者に確実に情報が伝達されるよう配慮するとともに、避難や救援などの措置を的確かつ迅速に実施する。
- (2) 国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

4 指定公共機関等の自主性の尊重

指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施については、その自主性を尊重する。

5 安全の確保

武力攻撃事態等においては、国民の安全はもとより、国民保護措置法を実施する各機関の業務に従事する者の安全の確保にも十分配慮する。

6 初動体制の確立

国から警報が発令された場合や武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、町長が必要と認めた場合、池田町国民保護対策連絡室を設置し、国や県および関係機関との間で情報の共有を図り、国民保護措置の迅速な実施に対応する。

7 国民の自発的意思による協力

国民保護措置の実施に関し、国民の協力はその自発的意思にゆだねられるものであり、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

8 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、他の市町村その他関係機関と平常時から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

第3節 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(住民関連)

用語	意義
避難住民等	避難住民および武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1. 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2. 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3. 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4. 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人数を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。

(避難、救援関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）をいう。
関係近接要避難地域	法第54条第1項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域および関係近接要避難地域をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資および資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資および資材をいう。
N B C 攻撃	核兵器 (nuclear weapons) 生物兵器 (biological weapons) または化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。

(関係機関、施設関連)

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という）で定めるものをいう。

	<p>1. 内閣府、宮内庁ならびに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項および第 2 項に規定する機関ならびに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関</p> <p>2. 内閣府設置法第 37 条および第 54 条ならびに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項ならびに国家行政組織法第 8 条に規定する機関</p> <p>3. 内閣府設置法第 39 条および第 55 条ならびに宮内庁法第 16 条第 2 項ならびに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関</p> <p>4. 内閣府設置法第 40 条および第 56 条ならびに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関</p>
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条および第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む））ならびに宮内庁法第 17 条第 1 項ならびに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう）日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう）その他の公共的施設を管理する法人および地方独立法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう）で、あらかじめ当該法人の意見を聞いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関および指定地方公共機関をいう。
緊急消防援助法	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	法第 102 条第 1 項（発電所、ガスホルダー等）に規定する生活関連等施設をいう。
消防吏員	消防吏員をいう。
警察官等	警察官、海上保安官または自衛官をいう。
警察署長等	警察署長、海上保安部長または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 76 条第 1 項、第 78 条第 1 項もしくは第 81 条第 2 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち、国民の保護のための実施を命ぜられた自衛隊の部隊等もしくは同法第 77 条の 3 第 1 項の規定により派遣を命ぜられた部隊等をいう）の長をいう。
海上保安部長等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「施行令」という）第 7 条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。

(原子力災害関連)

用語	意義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域をいう。
原子力防災管理者	原子力災害特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第9条第1項の原子力防災管理者をいう。
事業所外運搬	原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。

第4節 計画の構成等

1 計画の構成

この計画は、次の6章からなる。

第1章 総則

第2章 平常時の備え

第3章 実施体制

第4章 避難および救援

第5章 武力攻撃災害への対処等

第6章 施設の復旧と生活の安定

2 池田町地域防災計画等との関係

この計画は、法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであるのに対し、『池田町地域防災計画』は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。以下「災対法」という）に基づいて、台風や地震等の自然災害または大規模事故等に対処するもので、別の法体系による計画である。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様およびこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については、『池田町地域防災計画』等の定め例により対応する。

3 計画の周知徹底

町は、防災関係機関および住民に対し、自然災害や事故などの災害との関連も含めてこの計画の性質や基本的な考え方などの周知を図る。

4 計画の変更

今後、この計画の基準となる国の基本指針および福井県国民保護計画が修正される場合もある。また、今後の国際情勢の変化により、想定する武力攻撃事態そのものの見直しもあり得る。そうした場合、直ちに計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

なお、この計画を変更するときは、法第39条第3項の規定に基づき、あらかじめ、法第39条第1項の規定により設置された町国民保護協議会に諮問し、その意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるように務める。

第5節 地域特性

1 地形

池田町は、福井県の南東部、岐阜県境に位置し、南東は部子山から冠山を経て大野市・岐阜県の一部および南越前町に接している。また、北は福井市、西は越前市と連なる。

四方山が入り組み、森林面積が 91.7%を占める山間地である。足羽川が南北に流れ、その清流は岩をかんで溪谷をなし風光明媚である。魚見川、水海川、部子川が合流する足羽川の流域に集落が点在しており、中央部は盆地を形成し 428ha 余りの肥沃な水田を有している。

2 気候

町の気候は曇天雨雪型であり、北陸地方独特の条件を有している。近年では最低 -5.6 度、最高 37.7 度 で寒暖の差は激しい地域である。また降雨量は年間 2,300mm と多く、杉の植林地として適地である。

降雪についてみると、降雪期間は 12 月から 3 月の 4 ヶ月にわたる。昭和 51 年に特別豪雪地帯の指定を受けている。

3 人口分布

町の総人口は減少傾向が続いており、昭和 60 年の 4,633 人 から令和 3 年には 2,397 人 と 36 年間に 2,236 人の減少 が見られた。また、世帯数の推移をみると、昭和 60 年の 1,164 世帯 から令和 3 年には 912 世帯 と 36 年間に 252 世帯の減少 となり、逆に高齢化率は急速に上昇し、少子・高齢化が顕著に現れている。

4 道路の位置等

町の道路網は、主要河川沿いに骨格を形成し、越前海岸から岐阜県大垣市を結び町内を東西に貫通する国道 417 号、大野市から敦賀市を結び町内を南北に貫通する国道 476 号が基幹を成し、それを補完するように主要地方道松ヶ谷宝慶寺大野線、武生美山線、菅生武生線と町内を結ぶ町道で、隣接する越前市、大野市、福井市へと通じている。

第6節 計画の対象となる事態

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

	類 型
武力 攻 撃 事 態	地上隊や特殊部隊による攻撃
	ゲリラや特殊部隊による攻撃
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な公共施設の占拠または破壊 ・ 原子力発電所の中央制御室の占拠または冷却機能の破壊
	弾道ミサイル攻撃
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常弾道 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学剤弾頭
	航空機による攻撃

2 緊急対処事態の類型および対応

緊急対処事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

なお、武力攻撃事態は、相手の国による武力攻撃が該当するのに対し、緊急対処事態は、武力攻撃に準じた手段で、多数の人数を殺傷する大規模テロ等が該当する。

緊急対処事態における緊急対処保護措置については、法令、国の基本方針およびこの計画で定めるところにより、警報の通知および伝達に関するもの以外は、武力攻撃事態における国民保護措置を準用して対応する。

	類 型
緊 急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力事業所等の破壊 ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ ダムの破壊
	多数の人が集合する施設および大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来

第7節 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1 町の責務

- (1) 国が定める基本指針および町の『国民保護計画』に基づき、武力攻撃事態等において、警報の伝達、避難住民の誘導など国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- (2) 町の区域内において関係機関が実施する国民保護計画措置を、総合的に推進する。

2 処理すべき事務または業務

国民保護措置について、町、町を管轄する消防および警察機関、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 町

機 関 名	処理すべき事務または業務
池 田 町	<ol style="list-style-type: none"> (1) 池田町国民保護協議会に関する業務 (2) 国民保護措置に関する組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及および訓練 (4) 池田町国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難誘導に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送および必要物資の調達 (9) 安否情報の収集および必要物資の調達 (10) 被災情報の収集 (11) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (12) 防疫および廃棄物処理に関する措置 (13) 応急復旧およびライフラインの確保 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 町の管轄区域内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

(2) 消防機関

機 関 名	処理すべき事務または業務
南越消防組合東消防署	(1) 消防活動に関する措置
池 田 町 消 防 団	(2) 住民の避難誘導、救助、救急等

(3) 警察機関

機 関 名	処理すべき事務または業務
越 前 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難誘導および救助 (2) 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限および警戒警備 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制

(4) 県

機 関 名	処理すべき事務または業務
福 井 県	(1) 福井県国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する施設および組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及および訓練 (4) 福井県国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送および必要物資の調達 (9) 安否情報の招集および提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫および廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧およびライフラインの確保 (13) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他国民生活の安定に関する措置の実施 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 国民保護措置に関する行政機関、公共機関および市町相互間の連絡調整 (17) 町が処理する事務の指示および支援

(5) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務
陸 上 自 衛 隊 海 上 自 衛 隊 航 空 自 衛 隊	(1) 武力攻撃事態等における人命および財産の保護 (2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の支援

(6) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務
1 中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置および相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管区内各警察および関係機関等からの情報収集ならびに報告連絡 (4) 警察通信の確保および統制
2 北陸総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理、監視ならびに無線の施設の設置および使用の規律に関する事 (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
3 北 陸 財 務 局 (福井財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 普通財産の無償貸付 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
4 大 阪 税 関 (敦賀税関支署)	(1) 輸入物資の通関手続
5 近 畿 厚 生 局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
6 福 井 労 働 局	(1) 被災者の雇用対策

7 北陸農政局 (北陸支局)	(1) 武力攻撃災害対策用食料の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧
8 近畿中国森林管理局 (福井森林管理者)	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
9 近畿経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興
10 中部近畿産業 保安監督部 (近畿支部)	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設の保 全 (2) 鉱山における災害時の応急対策
11 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所) 九頭竜川ダム統合管理事務所 足羽川ダム工事事務所	(1) 被災地における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
12 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾施設の使用に関する連絡調整 (2) 港湾施設の応急復旧
13 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設および車両の安全保安
14 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航行の安全確保
15 東京航空交通 管制部	(1) 航空機の安全確保に係る管制上の措置
16 東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1) 気象状況の把握および情報の提供
17 第八管区海上 保安本部 (敦賀海上保安部)	(1) 船舶内に在る者に対する警報および避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導および緊急物資の運送、秩序 の維持および安全の確保 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等および退避の指示 (5) 海上における消火活動および被災者の救助・救急活動、その 他の武力攻撃災害への対処に関する措置
18 中部地方環境 事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量 の情報収集
19 大阪防衛施設局	(1) 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整

(7) 指定公共機関等

機関名	処理すべき事務または業務
1 災害研究機関 独立行政法人 日本電子力研究開発機構	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等
2 医療事業者 日本赤十字社	(1) 武力攻撃災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の受付および配分
3 医療事業者 独立行政法人 国立病院機構 一般社団法人 福井県医師会	(1) 武力攻撃災害時における医療救護活動の実施
4 公共的施設の管理者 中日本高速道路(株) 西日本高速道路(株)	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 武力攻撃事態等における道路交通の確保 (3) 被害施設の復旧
5 電気事業者 関西電力(株) 北陸電力(株) 電源開発(株) 日本原子力発電(株)	(1) 施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 [原子力事業者] (4) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (5) 応急対策の実施 (6) 事後対策の実施
6 運送事業者 新日本海フェリー(株) 社団法人 福井県バス協会 西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株) 一般社団法人 福井県トラック協会	(1) 施設等の整備および安全輸送の確保 (2) 武力攻撃事態における物資および人員の緊急輸送 (3) 被災施設の復旧
7 電気通信事業者 西日本電信電話(株) KDD I (株) 株NTT ドコモ北陸 ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧

<p>8 放送事業者 日本放送協会 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井エフエム放送(株)</p>	<p>(1) 警報等の内容の放送</p>
<p>9 金融機関 日本銀行</p>	<p>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</p>
<p>10 日本郵政公社</p>	<p>(1) 武力攻撃事態等における郵便業務の確保</p>
<p>11 ガス事業者 一般社団法人 福井県LPGガス協会</p>	<p>(1) ガスの供給</p>

第8節 関係機関との連携

1 対策本部相互の連携体制

池田町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という）、福井県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という）ならびに武力攻撃事態等対策本部（以下「国対策本部」という）は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

また、町対策本部の本部長（以下「町対策本部長」という）は県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という）に対して、国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請できる。

2 県および指定地方行政機関との連携体制

町は、武力攻撃事態等において、県の避難の指示を受けて、住民への伝達および避難誘導を行うほか、県と協力して救援活動等を実施する。これらの国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるように平常時から県および指定地方行政機関との連携体制を強める。

3 南越消防組合との連携体制

町は、武力攻撃事態等における南越消防組合による消火活動や被災住民の救急救助活動が重要であることを考慮し、南越消防組合の人員ならびに消防団員、所有する資機材などの現状等について把握し、必要な装備等において南越消防組合と協議し、整備に努める。

また、緊急消防援助隊による人命救助活動や消防機関相互のNBC攻撃による災害に対応するための物資および資機材の提供等の支援体制の整備に努める。

4 関係市町との連携体制

町は、関係市町との間で、食糧、水、生活必需品、医薬品等の備蓄品および所要の資機材の調達に関し応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の充実に努める。

また、国民保護措置の実施のため、事務の全部または一部を関係市町に委託する場合に備え、必要に応じ調整を図る。

5 指定公共機関等との連携体制

町は、指定公共機関による避難住民の輸送および救援、避難施設における臨時の通信設備の設置等が重要であることから、平常時からこれらの機関と情報連絡を密にし、これらの事務が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体との連携体制

町は、住民の避難、救護等について協力を得ることができる公共的団体と平常時から情報連絡を密にし、武力攻撃事態等において迅速かつ的確な対応ができるよう、連携体制を整備する。

7 地域防災組織との連携体制

町は、住民への避難の指示の伝達、避難の誘導や救援活動等が重要であることから、平常時から地域防災組織との連携体制を強め、一体となって訓練や住民の自主的活動の育成等に取り組む。